

令和7年9月19日開会
令和7年9月19日閉会

第800回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 0 0 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 0 0 回湯川村農業委員会定例総会を令和 7 年 9 月 1 9 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（6 人）・出席推進委員（5 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠一郎	4 番	兼 子 房 男
7 番	中 島 仁	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（2 人）・欠席推進委員（2 人）

5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

議案第 2 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。お天気がだいぶ良くなってきましたので、気持ち的に稲刈りで気をもんでいらっしゃる方もいるかと思いますが、なるべく早く終了したいなというふうに思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。稲が頭を垂れて早くコンバイン入ってきてくれともうサインを出しているような状況ですが、毎日ちょっとずつ雨が降ってなかなか思い切り刈ることができないという状況かとは思いますが、気をもんでいますと、やはりけがに繋がってくるかなと思いますので、どうかのけがなどしないようにお願いします。また、J A の概算金の報告も受けております。いいお正月をまた迎えらるんじゃないかなと思いますので、どうかくれぐれもけがなどしないように、農作業の方に励んでいただければと思います。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、5 番委員と 6 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、1 2 番委員と 1 3 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 6 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第800回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に7番委員と8番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 2ページにより、議案第21号を朗読。
3ページをお開きください。
権利の種類につきましては、使用貸借権の設定です。設定人は■■■■集落の■■■■
■■■■さんです。被設定人は■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■
■■■■です。登記地目は■■■■、現況地目は■■■■です。面積は合計■■■■㎡です。
転用の事由であります。現在村内の賃貸住宅で生活しておりますが、子ど
もの成長とともに部屋数が不足してきており、また、将来的な両親の介護等
も考慮し、設定人である父親所有の農地での新築をすることといたしまし
た。工事期間は、許可の日から令和8年8月20日まで、利用期間は許可の日
から30年であります。転用そのものは永久となりますが、権利の存続期間が
30年ということです。所要面積は■■■■㎡です。
申請地の場所につきましては4ページに位置図、5ページに公図を添付して
います。赤色の枠の部分でございます。
6ページの土地利用計画図、7～9ページの住宅の平面図・立面図により詳
細を説明。
取水は水道、汚水は下水道を利用し、建物における雨水については北側側溝
へ排水させ、それ以外は地下浸透にて対処するため、農業用排水施設に支障
を及ぼす恐れがないと考えます。申請地は東側及び南側が農地に隣接して
おります。土地の高低差はなく、施工後も地盤高を変えず転圧等を実施し、対
策をするため、付近に及ぼす影響はないと認められます。
次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分につ

いては、第1種農地であり、原則として許可できない農地に該当しておりますが、例外事業の集落接続事業に該当しており基準に合致しております。面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であり、一般住宅の転用基準面積500㎡以内でございまして基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、融資証明により確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないという旨、確認済みです。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われま。

説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。4番委員をお願いします。

4番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

15番委員 工事期間はいいいんだけど、利用期間ってこれ30年となっていて、永久だったりする場合もあって、この期間は永久と30年の差って、本人の意思なんでしょうけども、法的には何か問題はないのか、どう違うか教えてほしい。

事 務 局 今回の転用ですが、使用貸借権の設定になります。所有権を移転する場合、利用期間は基本的には永久です。所有権移転にしても使用貸借権の設定にしても転用そのものは永久になります。

県の方で許可を出すと、転用は永久ですけれども、土地の利用期間は所有権移転だと永久になりますが、使用貸借権につきましては上限が30年ということらしいです。行政書士の方でも上限30年なので30年で出しますとおっしゃってございました。申請書の中でも土地の利用期間と権利の期間を分けて記載をするところがあります。今回は使用貸借権なので、権利の設定という部分では上限の30年間、ということみたいです。以前の申請のときは20年の場合もありましたよね。そのような場合もあるので、それ以外であればこの年数は自由に設定してよろしいのかなと思います。30年経過した後にはどうするかは、本人のご意向なので、そのままお父さんの土地にするか、自分の名義に変更するかは、もう宅地になっているので、そこは問題ないかなと思います。今回は使用貸借権の設定だったため、利用期間というか権利の設定期間は30年ということで申請がございました。

15番委員 利用期間だから30年マックスということで、あとは土地の登録とかはまた別の問題ということで、ありがとうございます。

4番委員 ちょうど30年くらい過ぎると、だんだん相続に繋がっていくと思います。

議 長 他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

11 番委員 議案第 2 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地転用許可基準に合致している
ので承認したいと思います。

議 長 これより、議案第 2 1 号を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 2 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 2 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。
よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 8 0 0 回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 2 1 号 原案のとおり承認

議 長 全議事の終了を告げ、令和 7 年 9 月 1 9 日午前 9 時 2 0 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

湯川村農業委員会

会 長

7 番 委 員

8 番 委 員